

内部質保証の方針

本学では、追手門学院大学内部質保証推進委員会規程に基づき、内部質保証推進委員会により全学的な観点から各学部・共通教育機構・研究科と連携し教育・研究・社会貢献活動等諸活動の内部質保証の推進を行っているところであるが、この度その方針を明確化することとしたい。

追手門学院大学（以下、「本学」という。）は、内部質保証の方針を次のとおり定める。

1. 基本方針

（１）本学は教育理念の実現に向けて、教育・研究・社会貢献活動等諸活動の状況について自ら定期的に点検・評価を行い、質向上を図るとともに、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを自らの責任で明示し、その結果を踏まえてさらなる質の改善・向上を継続的に推進する。

（２）全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として「内部質保証推進委員会」を置き、各学部・共通教育機構・研究科が行う教育・研究社会貢献活動等諸活動の自己点検・評価結果に対して、全学的な観点による自己点検・評価を行う。また、質保証について組織内の理解を促進し、質の文化の醸成に資する。

（３）社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価結果及び外部評価結果を公表する。

2. 体制・役割

（１）本学では「学部会議」、「共通教育機構連絡会」、「研究科委員会」を中心に各学部・共通教育機構・研究科の運営を行う。教学に関する全学的な重要事項については「大学教育研究評議会」において議論し、学長が決定する。

（２）全学における自己点検・評価活動を統括する組織として、学長を委員長とする「全学自己点検・評価委員会」を置く。「全学自己点検・評価委員会」は各部局等より自己点検・評価結果の報告を受け、改善が必要と思われる事項について、助言及び勧告を行う。また、「全学自己点検・評価委員会」と「内部質保証推進委員会」は、それぞれが行った教育・研究・社会貢献活動等諸活動の点検・評価について、相互に点検を行うことで自己点検・評価の妥当性を担保することとする。

（３）自己点検・評価活動の妥当性と客観性を高め、質の向上を図るため「外部評価委員会」を置き、必要に応じて学外有識者による評価を実施し、その意見を自己点検・評価活動に反映させることとする。

以上